**白山市松任文化会館ピーノの基本的感染対策について**

2022.4.1～2023.3.31

|  |
| --- |
| **白山市松任文化会館ピーノでは下記のような新型コロナウイルス感染拡大予防対策を行っています。** |

・入場口にアルコール消毒液を設置、検温器による体温測定の実施

・マスクの着用、アルコール等による手指の消毒の徹底

・使用後の会場の清掃、消毒の徹底

・入館者の情報管理の要請

・備品用消毒セット・非接触型体温計の貸出し

**会館使用者は下記の新型コロナウイルス感染症対策を十分講じたうえでのご利用をお願いいたします。**

1. 主催者は参加者に対して基本的感染防止策を周知、徹底させてください。

・常時マスクを正しく着用すること。

・手指消毒やこまめな手洗いの徹底。

・大声を出さないこと、咳エチケットの徹底。

・密が発生しない（最低限人と人が接触しない）程度の間隔の確保を徹底すること。

・入館時に検温を行い発熱がある場合、入館をご遠慮いただく場合があります。

・館内での飲食は、指定場所以外はご遠慮ください。

・利用後に、使用した設備・備品等の消毒をお願いします。

1. 主催者は参加者の氏名・連絡先を把握し、名簿を作成すること。

感染が発生した際に保健所への情報提供を行う必要があります。

1. 収容人数の定員は下記のとおりです。

座席の配置は密が発生しないよう十分配慮してください。こまめな換気を行い、必要に応じて飛沫の飛散を防ぐ対策を講じてください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 301研修室 | 302研修室 | 303研修室 | 304研修室 | 401研修室 | 多目的室 |
| 30名 | 30名 | 30名 | 45名 | 110名 | 90名 |

|  |
| --- |
| ホール |
| 1,186席（車いす用 ６席） |

1. 会館の管理運営に支障があると判断した場合は使用の最中であっても使用の中止を命ずることがあります。（白山市文化会館条例第７条第１項第１号に基づく）
2. 使用の許可後に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等のために使用を取り消しすることがあります。（白山市文化会館条例第６条第１項第３号に基づく）
3. 上記④⑤で使用を中止または取り消しした場合、その損害に係る営業補償等はいたしません。

|  |
| --- |
| ホールを使用する場合は、裏面の「感染防止策チェックリスト」を遵守ください。 |

※市中の感染状況により、感染対策の内容が変更となることもございます。ご了承ください。

感染防止策チェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収容率 | 大声あり | ５０％ |
| 大声なし | １００％ |

「大声」の定義：観客等が、①通常より大きな声量で、②反復的に声を発すること

**基本的な感染防止**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 飛沫の抑制の徹底マスク着用や大声を出さないこと |  | 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（できれば不織布）の正しい着用や、大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。「大声あり」の場合でも常時大声を出す行為がないよう周知・徹底する。 |
| 手洗・手指・施設消毒の徹底 |  | こまめな手洗いや手指消毒の徹底を促す。（アルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）主催者側による施設内の定期的かつこまめな消毒を行う。 |
| 換気の徹底 |  | こまめな換気を徹底する。 |
| 来場者間の密集回避 |  | 時間差入退場等により、入退場時の密集を回避する。 |
|  | 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員の配置、導線の確保等の態勢を構築する。 |
|  | 大声を伴わない場合でも、人と人とが触れ合わない間隔を確保する。大声を伴う可能性のある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保する。 |
| 飲食の制限 |  | 楽屋など許可エリア以外での飲食を制限する。 |
|  | 飲食中以外のマスク着用を推奨する。 |
| 出演者等の感染対策 |  | 有症状者（発熱または風邪の諸症状）は出演・練習を控えるとともに、日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。 |
|  | 練習時等、催物開催前も含め、声を発出する演者間での感染リスクに対処する。 |
|  | 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる。（スタッフ等必要な場合をのぞく。） |
| 参加者の把握・管理等 |  | チケット購入時または入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握を行う。 |
|  | 入場時の検温、有症状（発熱または風邪の諸症状）を理由に入場できなかった際は払い戻し等を行い、有症状者の入場を確実に防止する。（払い戻しのルールを検討しておくこと） |
|  | 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起を行う。 |
| ガイドラインの遵守 |  | 公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を基本に、各業界が定める業種別ガイドラインを遵守すること。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主催者

上記について確認いたしました。　令和　　　年　　　月　　　日　代表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当）